

# 全国厚生労働関係部局長会議資料

社会・援護局(援護)

# 目次

- 1. 戦没者等の妻に対する特別給付金の請求処理等について..... 1
- 2. 遺骨収集等慰霊事業について..... 2
- 3. 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について ..... 3
- 4. 遺留品の伝達について..... 4
- 5. 国内における民間建立戦没者慰霊碑について..... 5
- 6. ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について..... 6
- 7. 中国残留邦人等に対する支援策の実施について ..... 7
- (参考) 令和6年度 援護関係予算案の主要事項..... 11

# 1. 戦没者等の妻に対する特別給付金の請求処理等について

## 令和5年改正法による戦没者等の妻に対する特別給付金の請求処理等

- 令和5年4月1日より請求受付が開始となった戦没者等の妻に対する特別給付金（第三十回特別給付金い号）について、各市区町村窓口にて制度の広報に係るリーフレットの設置を依頼したほか、その対象者に対して令和5年7月に厚生労働省から制度個別案内を送付し、制度の周知と請求勧奨を行った。  
（個別案内送付者数：約3,000名、居住地都道府県受付件数2,251件、国債発行請求件数2,075件（令和5年12月末））。
  - 令和6年4月1日から請求受付開始となる第三十回特別給付金ろ号の対象者及び新たに第三十回特別給付金い号の対象者と判明した者に対し、厚生労働省から個別案内を送付する予定。（各都道府県に対象者リストを送付）
- ➡ 個別案内送付のための各種調査依頼等についてご協力いただくとともに、**請求者からの請求に対する適切かつ迅速な裁定**について、ご配慮いただきたい。

## 各種特別給付金の時効失権防止

- 請求期限が迫っている特別給付金について、厚生労働省から未請求者に対して改めて個別案内を送付する予定。  
※第二十九回特別給付金い号については個別案内送付済み。
    - 第二十九回特別給付金い号（戦傷病者等の妻に対する特別給付金） 請求期限：令和6年4月1日
    - 第十三回特別給付金た号（戦傷病者等の妻に対する特別給付金（平病死）） 請求期限：令和6年9月30日
    - 第二十七回特別給付金と号（戦没者等の妻に対する特別給付金） 請求期限：令和6年9月30日
- ➡ 個別案内送付のための各種調査依頼等についてご協力いただくとともに、個別案内送付後も未請求のままの者に対し、市区町村と連携して個別の請求案内を行うなど、**時効失権の防止**に努めていただきたい。

## 2. 遺骨収集等慰霊事業について

### 概要

#### (1) 遺骨収集事業

○ 戦没者の遺骨収集事業については、その推進を図るため、平成28年に「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」(平成28年法律第12号)が成立し、令和6年度までの期間が遺骨収集に関する集中実施期間と定められたが、その後、新型コロナの影響により事業が計画どおり実施できなかったことを踏まえ、令和5年の通常国会で法改正がなされ、集中実施期間が令和11年度まで5年間延長されたところ。

令和4年度から徐々に海外における事業を再開しており、今後も現地情勢等を踏まえつつ、法改正を踏まえて見直しを行った「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」(令和5年7月28日閣議決定)に基づき、計画的に事業を実施することとしている。集中実施期間の趣旨を踏まえ、一柱でも多くの御遺骨を収容し、御遺族にお返しできるよう取り組んでいく。

○ 遺骨収集の実施に当たっては、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会が、各戦域における現地調査などの情報収集や、その情報に基づく遺骨収集を機動的かつ柔軟に行い、国は、企画立案等に加え、関係国政府との協議や現地地方政府機関との交渉等、より高度な調整業務を行うこととしており、国と法人の役割分担を図り、効率的に遺骨収集を実施している。

#### (2) 慰霊巡拝事業

○ 旧主要戦域での戦没者を慰霊するため、遺族が戦没地や海外戦没者慰霊碑を訪れるとともに、現地にて政府主催の追悼式を実施。

### 依頼事項

- 遺族等から埋葬地等の遺骨情報が寄せられた場合には速やかに情報提供をお願いしたい。
- 慰霊巡拝参加遺族の推薦をお願いしたい(1月中を目途に実施時期等を通知予定)。  
ただし、現地情勢等により中止する場合がある。

### 3. 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について

#### 制度の概要

- 旧ソ連地域等において収容した戦没者の遺骨について、遺留品や死亡者名簿等の手掛かり情報から推定できる関係遺族に対して案内を行い、申請に基づきDNA鑑定を実施。  
➡ 関係遺族約16,200人に戦没者の遺骨のDNA鑑定のお知らせを送付。  
これまでに約7,400人から申請、鑑定の結果1,244柱の遺骨の身元を特定。(令和5年11月末現在)
- 平成29年度から、沖縄10地域で収容された戦没者の遺骨について、遺族と思われる方に対し、広報を通じてより広くDNA鑑定を呼びかける試行的取組を実施。令和2年度からは、試行的取組を拡充し、沖縄県等が未焼骨で保管している御遺骨について、DNA鑑定の対象となるものを選別及び調査。  
➡ これまでに遺族1,569人から申請、鑑定の結果、身元の特定には至らず。(令和5年11月末現在)
- 南方等の戦闘地域の戦没者遺骨のDNA鑑定については、「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」中間報告とりまとめ(令和元年8月)を踏まえ、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁(※)においても、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨のDNA鑑定を、令和2年4月から公募により試行的に実施。  
(※) 戦没者の母集団が絞り込める地域、かつ、推定戦没者数に対し収容された遺骨(検体)数の割合が多い地域  
➡ これまでにキリバス共和国の遺族439人、硫黄島の遺族438人から申請、鑑定の結果、令和2年8月及び9月に、キリバス共和国の戦没者遺骨計2柱、令和2年12月及び令和4年12月に、硫黄島の戦没者遺骨計3柱の身元を特定。(令和5年11月末現在)
- 令和3年10月から厚生労働省が遺骨の検体を保管している全地域に拡大し、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨のDNA鑑定を公募により実施(令和5年11月末現在 1,975件の申請受付)。

#### 連絡事項

遺族が居住する都道府県から関係遺族に対し遺骨等を伝達。

#### 依頼事項

戦没者遺骨のDNA鑑定を実施する場合には、都道府県庁を通じて関係遺族調査を行うことがあるため、その際はご協力をお願いしたい。また、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定に係る対象地域拡大について、引き続き、広報等を通じて遺族への呼びかけにご協力をお願いしたい。

遺骨等の伝達について、都道府県庁で記者発表される際は、その旨当方でも記者発表を行うので、遺族への伝達予定日の14日前までに厚生労働省へ連絡願いたい。

## 4. 遺留品の伝達について

### 1 概要

戦没者等の遺留品について、遺留品保有者から「ご遺族等へ返還したい」との連絡を受けた場合、画像を厚生労働省に送付いただき、元の所有者を特定できた場合には、ご遺族等の所在調査を行い、ご遺族が受け取りを希望された場合、遺留品を保有者から厚生労働省に送付いただき、ご遺族等に返還している。

遺留品調査は、元の所有者名や取得場所・取得時期などの情報を基に、資料を調査することにより行っているが、身元の特定につながる情報が乏しい案件が少なくなく、ご遺族を特定することが困難な場合が多い。

平成30年度から遺族等のネットワークを活用できる団体の協力を得て、遺留品調査・返還業務の一部を委託して実施(平成30年度～令和5年度は日本遺族会に委託)している。

### 2 依頼事項

○ 元の所有者が特定できた場合には、元の所有者の本籍地都道府県に対して元の所有者又はその遺族の現住所調査及び遺留品の受領意思の確認を依頼するので、調査の上、ご回答いただきたい。また、遺留品の伝達は、遺族が居住する都道府県より関係遺族へ伝達いただきたい。

○ 業務の一部を委託した、遺族等のネットワークを活用できる団体からの遺留品調査・返還業務に係る調査依頼について、地域ごとの条例により対応可能な範囲が制限されることは承知しているが、関係遺族を特定できないケースが少なくないため、より一層のご協力をお願いしたい。

## 5. 国内における民間建立戦没者慰霊碑について

### 1 概要

民間団体等が建立した日本人戦没者の慰霊碑等の維持管理については建立者等が行うことが基本であるが、時間の経過によって建立者等が不在となるなどし、維持管理が困難となっているものもある。

このため、平成28年度より建立者等が不明で、適切な維持管理が行えておらず、倒壊等の危険がある慰霊碑について、自治体が独自事業として移設等を行う場合に、一定の補助(1/2(上限50万円))を行っている。

なお、自治体がより実施しやすい事業となるよう、令和元年度に補助の上限を25万円から50万円に引き上げ、また、建立者等は明らかであるが、高齢のため建立者等自らが維持管理を行うことが困難であると認められる場合も対象としたところである。

更に、令和5年度から移設や埋設を行う場合に加え、慰霊碑の補修を行う場合も対象としたところである。

### 2 依頼事項

戦後80年近くが経過し、適切な維持管理がされていない慰霊碑が今後増えていくことが予想される。

そのため、本補助事業を積極的に活用していただくため、例えば、管内の市町村会議等を利用して、これまで以上の積極的な制度に関する周知をお願いしたい。

## 6. ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について

### 現 状

- 厚生労働省では、平成3年以降、ロシア連邦政府等より各種抑留者関係資料を入手し、日本側資料との照合調査を行い、個人を特定できた方については、本籍地都道府県の協力を得て遺族調査の上、御遺族に資料の記載内容をお知らせしてきている。
- シベリア・モンゴル地域については、これまでの照合調査の結果、約4万1千人(※)の個人を特定している。これに加え、平成27年4月以降、その他地域(興南、大連等)についても照合調査を行い、約1千人(※)の個人を特定している。(※令和5年12月末現在)
- 厚生労働省としては、御遺族の高齢化が進んでいることを踏まえ、今後もロシア連邦政府等に資料提供の働きかけを行うとともに、一日も早く一人でも多くの死亡者を特定できるよう引き続き照合調査の促進を図ることとしている。

#### ◎ 「強制抑留の実態調査等に関する基本的な方針」(抄)(平成23年8月5日閣議決定)(※)

- ・ 関係省庁が連携し、地方公共団体及び抑留者に関する支援等の活動を行う国内外の民間の団体その他の関係者(民間団体等)の協力も得つつ、実態調査等に取り組む。
- ・ 関係国政府との間の既存の枠組みを最大限に活用しつつ、必要に応じ、関係国との協議を行い、一層の協力を要請する。

(※) 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法に基づき閣議決定された。

### 依頼事項

- 照合調査を行い、個人を特定できた方については、これまで同様に、その記載内容を御遺族にお知らせするので、各都道府県におかれては、関係御遺族の現住所調査及びお知らせの送付に引き続きご協力をお願いしたい。
- 個人が特定されたものの、御遺族の所在が不明のためお知らせができない方を遺族所在不明者名簿として厚生労働省HPに公表しているので、当該名簿の周知についても御協力をお願いしたい。

## 7. 中国残留邦人等に対する支援策の実施について

### (1) 地域社会での支援の実施等

#### ①中国残留邦人等の高齢化への対応

##### ア 中国残留邦人等の介護に係る環境整備(中国帰国者支援・交流センターで実施)

###### 制度の概要

- 平成29年度から、全国7か所に設置している中国帰国者支援・交流センター(以下「センター」という。)に介護支援コーディネーターを配置し、介護事業所等において中国残留邦人等に対し中国語等による語りかけを行う「語りかけボランティア」の募集・研修及び訪問の調整等や、支援・相談員への情報提供・助言、相談対応等を実施している。

###### 依頼事項

- 語りかけボランティアの訪問については、令和元年度よりセンター遠隔地域にサブ(介護支援)コーディネーターを配置することとしており、引き続き実施範囲を拡げることとしているので、中国残留邦人等及び介護サービス事業者への周知、中国残留邦人等の介護サービス利用状況等のセンターへの情報提供について、ご協力をお願いしたい。

また、ボランティアの応募希望等があった場合は、センターを案内していただくようお願いする。 (※10頁を参照)

##### イ 中国残留邦人等地域生活支援事業(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金)

医療・介護サービス等を利用する際の「自立支援通訳」、日本語能力の維持や地域での孤立防止を目的とした高齢者向け「日本語交流サロン」や「二世の就労に資する日本語教室」の実施など、引き続き、地域の中国残留邦人等の状況を踏まえた対応をお願いしたい。

また、限られた予算の範囲内で実施する必要があることから、事業の見直しのほか、中国残留邦人等の人数や費用対効果の観点からも事業の検証を行い、箇所数や実施回数を精査するなど効率的な運用をお願いしたい。

##### ウ 公営住宅への優先入居

中国残留邦人等から公営住宅の住替えの要望があった場合には、引き続き公営住宅管理局と連携を図り、住替えの積極的な活用を行うなど良質な住環境の確保についてご協力をお願いしたい。

## ②支援・相談員の配置

都道府県・市区町村におかれては、配置基準に沿った体制構築や人材の確保等、多大なご尽力をいただいているところであるが、令和6年度においても引き続き、中国残留邦人等の状況等を勘案しつつ、適切な支援・相談員の配置をお願いしたい。

## ③次世代継承事業

### ア 普及啓発事業

各センターがボランティア団体等と連携し、地域住民や次世代を担う若者を対象にして実施する「中国残留邦人等への理解を深める普及啓発事業」について、引き続き、周知・広報・後援等のご協力をお願いしたい。

### イ 中国残留邦人等の証言映像公開事業(YouTube内のMHLWchannelで公開中)

中国残留邦人等が体験した様々な労苦の証言を映像に残し、広く公開する証言映像収集・公開事業を平成28年度から3ヶ年計画で実施し、収録した60名の証言映像は、厚生労働省ホームページで公開(“中国残留邦人等”“証言映像”で検索されたい。)するとともに、各センターでDVDの貸し出しを行っている。地域住民への広報活動事業及び普及啓発事業、地域の方々との交流事業、小中高等学校等での平和学習の機会等に広く活用いただきたい

### ウ 「戦後世代の語り部」講話活動事業

中国残留邦人等の体験と労苦を次の世代に継承するため、首都圏センターにおいて「戦後世代の語り部」が講話活動を行っている。地域住民への広報活動事業及び普及啓発事業、地域の方々との交流事業、小中学校等での平和学習の機会等に広くご活用いただきたい(「戦後世代の語り部」の派遣に係る旅費等は首都圏センターが負担する(オンラインでも対応可能)。派遣にあたっては、首都圏センターまで連絡をお願いする。)

## ④中国残留邦人等の二世、三世の就労支援

中国残留邦人等の二世、三世の経済的な自立の実現のために、中国残留邦人等地域生活支援事業(就労に資する日本語教室の設置等)の積極的な活用をお願いするとともに、中国残留邦人等の二世、三世を雇用する場合、事業主に対し「特定求職者雇用開発助成金」制度に基づき支給される助成金の活用について広報をお願いしたい。

## (2) 支援給付及び配偶者支援金の支給

### 制度の概要

- 平成20年4月から、中国残留邦人等の老後の生活の安定のための特別な措置として、老齡基礎年金等と支援給付の支給を実施している。
- さらに、平成26年10月から、中国残留邦人等が亡くなった場合において、残された配偶者の生活の安定を図るため、特定配偶者(※)に対して支援給付に加えて配偶者支援金の支給を実施している。

※ 中国残留邦人等が永住帰国する前から継続してその配偶者である者

平成20年4月～(夫婦世帯)
老齡基礎年金等の支給
支援給付の支給

平成26年10月～(配偶者単身世帯)
配偶者支援金の支給
支援給付の支給

### 依頼事項

- 6月の支援給付の収入申告時等においては、「中国残留邦人等の方々への支援給付のしおり」を活用し、支援給付受給者に対する各種支援の内容や手続き方法、支援給付受給者が行う必要な届出についての説明をお願いしたい。また、後発医薬品の使用原則化についても、中国語版及びロシア語版の「後発医薬品のしおり」等を用いて、懇切丁寧な説明をお願いしたい。



支援給付のしおり

## (3) 支援給付等施行事務監査

### 制度の概要

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人等に対する支援給付等施行事務監査を実施しており、令和6年度も実施を予定している。
- 令和6年度に厚生労働省が実地監査する対象都道府県市は、今年4月中にお知らせを予定している。

### 依頼事項

- 支援給付及び配偶者支援金事務の適正な運用が図られるよう、引き続き管内の実施機関に対し実地による支援給付等施行事務監査を行い、都道府県・指定都市本庁から管内の実施機関に対し、適切な助言指導をお願いしたい。

# 中国残留邦人等介護支援事業「語りかけボランティア訪問」 (全国7か所の中国帰国者支援・交流センターに委託して実施)

中国残留邦人等の平均年齢は後期高齢者に達し、高齢化に伴い介護サービスの利用が増える中で、長年中国等で暮らしてきたことによる生活習慣の違いや言葉の問題で、自身の要望を伝えられない、会話ができず孤独感を感じる等、介護サービスの利用に不安のある中国残留邦人等が多くなっている。

厚生労働省では、中国残留邦人等が安心して介護サービスを受けられるよう、全国7か所にある中国帰国者支援・交流センターに委託して、「語りかけボランティア訪問」を実施している。

- 1 **中国帰国者支援・交流センターに、介護支援コーディネーターを配置。**
  - 中国残留邦人等の特別な事情を理解し、介護に関する知識を有する者を選任(センター遠隔地にはサブ(介護支援)コーディネーターを配置。)
- 2 **中国帰国者支援・交流センターで語りかけボランティアを募集・研修。**
  - 中国語等での日常会話が可能な水準の者を募集し、研修後、語りかけボランティアとして登録。
- 3 **介護支援コーディネーターが中国残留邦人等、語りかけボランティア、介護事業所等の状況・要望・都合等を踏まえて訪問先・日程等を調整。**
  - 介護支援コーディネーターは、介護事業所、自治体、支援・相談員、ケアマネジャー等と連携。  
(各自治体及び日本介護支援専門員協会には、事業実施に係る協力依頼を通知済み。)
- 4 **語りかけボランティアが、介護サービスを利用している際に事業所、施設や居宅を訪問し、中国残留邦人等に対して中国語等による語りかけを実施。**
  - 訪問先で、1回1時間程度、語りかけ支援と必要最低限の通訳を行う。
  - 正確かつ専門的な通訳や、介護サービスの提供は行わない。
  - 交通費実費相当額を支給する。



# 令和6年度援護関係予算案の主要事項

計数のうち、特記のないものは令和6年度予算案、「R5補正」は令和5年度補正予算額、（ ）内は令和5年度当初予算額。四捨五入しているため、各欄の増減が一致しない場合がある。計数にはデジタル庁計上分を含む。

## 令和6年度予算案177億円、R5補正3.3億円（185億円）

### 1 援護年金 29億円（36億円）

受給人員 2,161人 → 1,792人

### 2 各種特別給付金・特別弔慰金の支給（事務費）8.0億円（7.5億円）

支給対象件数

・戦没者等の妻に対する特別給付金 約5,500人

### 3 遺骨収集事業等の推進 33億円、R5補正50百万円（33億円）

(1) 遺骨収集事業	26億円、R5補正50百万円	(26億円)
ア 硫黄島における遺骨収集事業	15億円	(15億円)
イ 海外等における遺骨収集事業	9.6億円、R5補正50百万円	(9.3億円)
ウ 法人運営経費	1.6億円	(1.6億円)
(2) 海外公文書館の資料収集	17百万円	(17百万円)
(3) 遺骨の鑑定	6.7億円	(6.7億円)
ア 手掛かり情報のない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定	2.4億円	(2.5億円)
イ 戦没者遺骨の鑑定技術の研究・実用化検討	2.8億円	(2.8億円)
ウ 分析施設（ラボ）における鑑定実施	1.4億円	(1.4億円)
エ 会議開催経費・事務費等	6百万円	(6百万円)
(4) 遺骨・遺留品の伝達	34百万円	(38百万円)

### 4 戦没者慰霊事業等 6.6億円（6.3億円）

(1) 全国戦没者追悼式挙行経費	2.0億円	(2.0億円)
(2) 慰霊巡拝等	4.6億円	(4.4億円)
ア 慰霊巡拝	1.0億円	(1.0億円)
イ 政府建立慰霊碑の補修等	53百万円	(54百万円)
ウ 海外・国内民間慰霊碑の管理	19百万円	(19百万円)
・海外民間建立慰霊碑	10百万円	(10百万円)
・国内民間建立慰霊碑	9百万円	(9百万円)
エ 慰霊友好親善事業	2.6億円	(2.6億円)
オ 平和の語り部事業	25百万円	(0百万円)

### 5 昭和館・しょうけい館事業 6.5億円、R5補正84百万円（6.4億円）

(1) 昭和館	4.6億円、R5補正78百万円	(4.7億円)
(2) しょうけい館	1.8億円、R5補正6百万円	(1.7億円)

### 6 中国残留邦人の援護等 92億円、R5補正6百万円（92億円）

(1) 中国残留邦人等に対する支援等	90億円、R5補正6百万円	(90億円)
ア 支援給付の実施等	90億円、R5補正6百万円	(90億円)
イ 中国残留邦人等の介護に係る環境整備	41百万円	(41百万円)
(2) 抑留者関係資料の取得及び特定作業関係	1.1億円	(1.1億円)
(3) 戦没者等援護関係資料の移管・整備	47百万円	(39百万円)

## 社会・援護局(援護) 施策照会先一覧 (厚生労働省代表電話 03-5253-1111)

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
1. 戦没者等の妻に対する特別給付金の請求処理等について	援護・業務課	給付係	中上	3498
2. 遺骨収集等慰霊事業について	事業課	庶務係	安永	3502
3. 戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定及び遺骨等の伝達について				
(DNA鑑定)	戦没者遺骨鑑定推進室	調査係	中村	4519
(遺骨伝達)	戦没者遺骨調査室	管理係	比留間	4546
4. 遺留品の伝達について	事業課	調査第二係	大西	4523
5. 国内における民間建立戦没者慰霊碑について	事業課	調査第二係	大西	4523
6. ロシア連邦政府等から提供された抑留者関係資料の調査について	調査資料室	調査係	小平	3459
7. 中国残留邦人等に対する支援策の実施について	中国残留邦人等支援室	庶務係	伊野	3462
(参考)援護関係の予算について	援護企画課	援護経理係	新國	3404